

1 はじめに

(1) 検討の経緯

平成 25 年 2 月 8 日（金）、グループホーム「ベルハウス 東山手」で火災が発生し 5 名の方々がお亡くなりになった。当該事業所については、介護保険法に基づく指定・指定更新時の防火等設備の審査について書面審査のみ行っており、提出書類や建築部・消防局との情報共有が不十分であったこと、建築基準法や消防法に基づく設備の不適合があり、是正指導を行っていたが指導が不十分であったこと等、問題点が明らかになった。

このようなことが二度と発生しないよう、グループホーム等利用者の安全性の確保及び事業所の防災・安全面の適正化を図るため、事業所の指定・指定更新における関係部局との情報共有、各部局による事業所への実地指導や定期検査における連携等、再発防止策を検討する。

(2) 検討事項

- ア グループホーム等（今回の検討の対象をグループホーム【69 施設】、小規模多機能型居宅介護事業所【20 施設】とする。）に係る情報の共有及び協力体制の構築に関すること。
- イ 関係法令に違反するグループホーム等に対する指導、監督及び処分の方針に関すること。
- ウ グループホーム等の適正な管理に係る方策に関すること。
- エ その他グループホーム等の防災・安全対策に関し必要な事項に関すること。

2 グループホーム火災事故に関する課題

(1) 行政（長崎市）としての課題

- ア 関係部局間の情報共有や協力体制などの連携が不十分
- イ 法令や指定基準に違反する事業所への指導または処分の不徹底

(2) 事業者の課題

事業者の防災・安全対策に関する意識や取組みが不十分。

(3) 法や制度上（国）の課題

- ア グループホーム等におけるスプリンクラーの設置基準及び設置のための助成制度の問題
- イ 夜間の人員配置の問題
- ウ 外部評価の問題

3 今後の基本方針

(1) 関係部局間の情報共有と協力体制の構築

ア 介護保険事業所の指定又は指定更新時における消防法や建築基準法への適合状況について、独自の確認方法・体制を確立する。

イ 関係部局が連携した実地指導等の方法について見直しを図る。

(2) 事業者への指導の徹底

関係部局の連携の下、是正されるまでの徹底した指導体制を確立する。

(3) 国への働きかけ

ア 法令等の整備が必要なものについては国に要望を行う

イ 認知症高齢者グループホーム等火災対策検討部会に委員として参加

(4) 事業所と行政、地域の一体的な取組み

事業者の防災・安全対策に対する意識を高め、防災非常災害時の取組みについては、事業者と行政や地域住民等とが十分な連携を図った上で一体的に取り組んでいく。

4 今後の対応策

(1) 関係部局間の情報共有と協力体制の構築

ア 改修工事等の是正が必要な事業所については、福祉部・建築部・消防局が連携し、事業者と一体となって改善策について協議や検討を行い、利用者の安全性が確保できる状態まで是正ができるよう取り組むものとする。

イ 各部局の事業所への指導・協議状況について、情報提供連絡表を活用し情報を共有する。

(2) 事業者への指導の徹底

各部局が相互に連絡調整及び情報共有を図るとともに、連携した是正指導を行う。是正がなされない事業所については、指定の停止や取消も視野に入れた指導を行う。

(3) 国への働きかけ

グループホーム等のスプリンクラー設置に関する面積要件の撤廃と実質的に十分な助成制度の見直し、夜間の人員配置基準の見直しとそれに必要な介護報酬単価の見直し、実効性のある外部評価の見直しについて、国へ要望を行う。

(4) 事業所と行政、地域の一体的な取組み

事業者に対し、避難訓練の充実や防災・安全に係る自主点検の実施、防災物品・防災製品等の活用等について働きかけを行うとともに、行政も避難訓練状況の確認等に特化した実地指導や非常用設備の点検を行い、避難訓練や運営推進会議への出席を通じて地域との協力体制を構築する。